

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和元年8月16日(金)
午前10時～午後0時19分
- 3 場所 第2・3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 市長 久保田桂朗、副市長 小川信彦、教育長 長屋勝彦
総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同秘書人事グループ統括主査 加藤淳、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同財政グループ統括主査 酒井寿、協働安全課長 小松浩、同危機管理グループ統括主査 水野功一、同市民協働グループ統括主査 小崎直美、長寿介護課長 原咲子、同長寿福祉グループ統括主査 高橋善美、学校教育課長 石川文子、同学校教育グループ主幹 井手上豊彦、子育て支援課長 西井上剛
- 6 事務局出席者 議会事務局統括主査 寺澤頭
- 7 議長あいさつ
- 8 市長あいさつ
- 9 報告事項

総務部長：昨日から今朝にかけての台風10号による状況を報告する。今回は注意報だけだった。昨日午前4時37分強風注意報、その後大雨注意報も出たが、すでに解除はされている。最大瞬間風速は昨日午前11時8分に25.2メートルだった。時間最大雨量は今朝3時13分に13ミリ。本市では警報が出なかったので災害対策本部の設置もしなかった。被害の状況だが、五条川の桜は、五条川小学校の東側で1本太い幹が折れた。今朝は枝が折れている状況があったが、大きな被害は把握していない。各施設については、雨漏り等はあったが特に大きな被害はなかった。

【質疑】

質疑なし。

(1) 執行機関からの報告

① 9月定例会に提出予定の議案について

各部長：資料に基づき説明。

【確認】

特になし

② 岩倉市ふれ愛タクシー事業について

協働安全課長：資料に基づき説明

【質疑】

柘谷議員：実施要綱13条について、8月号広報を読んだ市民から質問が寄せられたが、同乗できる人が利用者本人と同居する家族、その他同乗が適当と認められる者は、これまでのい〜わ号では1人300円だったが、同乗して1回400円で2人、3人が乗ってもいいか。

協働安全課長：同乗しても400円。

木村議員：13条の判断をするのはタクシー運転手か。

協働安全課長：登録者が判断する。

木村議員：同居の家族等の「等」を厳格にしないとよくわからないが、どのように規定されているか。

協働安全課長：「等」の中には、同居する家族、介助士、友人、親戚が入る。

木村議員：同乗する方が適当と認めれば、その方が判断して乗るということでいいと思う。利用料金の中で、タクシー運賃1500円以上になるケースや3000円以上になるケースはどういうかたちで想定しているか。

協働安全課長：想定はデマンド型乗合タクシーの利用状況を分析して料金設定をした。タクシー事業者に聞くと、一宮市伝法寺付近から岩倉団地付近で2,800円かかると聞いている。道路事情にもよるのでこういった場合とはっきり申し上げられないが、そういった想定をしている。

③教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について

学校教育課長：資料に基づき説明

【質疑】

特になし。

④その他

(岩倉市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について)

長寿介護課長：資料なし、口頭説明。令和元年10月より開始するが、変更点がある。これは、岩倉市が契約者となり個人賠償責任保険に加入することで認知症高齢者の日常生活における偶然の事故で家族等が損害賠償責任を負った場合に保険金の支払いを受けることができる事業。変更点は2点ある。保障内容が当初、個人賠償責任保険と死亡・後遺障害の障害保険がセットになったものであったが、個人賠償責任保険のみの新しい保険が出たので保障内容を個人賠償責任保険のみとした。また、自己負担額も設

定していたが、個人賠償責任保険のみとしたことも加えて、自己負担額無しとして準備を進めている。

【質疑】

特になし。

(2) その他

木村議員：広報いわくら8月号の小規模保育事業所開設の記事について、市民から多くの疑問点が出ているが、認可保育施設ということなので認可されているわけだが、どのようなかたちで申請がされて認可される仕組みになっているか。

子育て支援課長：手続きは、市で「岩倉市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する要綱」を定めていて、事前の承認申請を6カ月前までに受けて、審査をして承認する。その後に変更点は調整する。

木村議員：市の要綱で申請して承認するということが良いか。認可責任は県にあるのではないかと思うが、どうか。

子育て支援課長：市である。

木村議員：ゆうかさいち「保育室」ということで小規模だということが想定されるが、1歳児2歳児も含めて保育をすることを考えると、環境としてどうなのか。園庭が無い、内部の環境、道路に面しているので騒音や振動の問題。承認するに当たって、こういったところは市としてチェックをして承認しているということか。

子育て支援課長：園庭は、条例で岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例がある。第3章第2節が小規模保育事業所A型となっていて、年齢別で幼児1人当たりまたは乳児1人当たりの必要な面積、例えば調理室が必要である、屋外遊技場いわゆる園庭はこの条例の中でも当該事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含むとなっている。一般的に小規模保育事業所は、園庭は難しい場所もしくはマンションの1室というところもある。基準の中では、屋外遊技場は代替場所をもって了としている。交通事情について、道路の騒音は、本市で自動車騒音の常時監視に係る騒音調査や面的評価で年2路線ずつ調査しているが、平成30年度に浅野羽根岩倉線と国道155号線の調査もしているが、環境基準はクリアしている。道路に関しての対策というのは、基準とは別のところなので、別で園側と話している。

木村議員：園庭の代替場所はどこを想定しているか。

子育て支援課長：睦公園を想定している。

木村議員：代替の場所の距離は条例で関係ないか。

子育て支援課長：具体的に距離は書いていない。

木村議員：交通安全対策についても前回質問したが、移動が発生するという
ことで、交通量が多いところで大丈夫なのか。それは事業者のほうで安全
対策をとるということだが、10月から準備も進められていると思うが、
事業者の安全対策はどのように示されているか。

子育て支援課長：聞き取りをしているが、交通量が多いといわれている浅野
羽根岩倉線側は、園庭は睦公園であり、北側の道路側に出ることはしない
という想定で、従業員の駐車場を浅野羽根岩倉線に沿うように設ける。建
屋の北東の角には、別途、敷地境界ではないところに職員の車を置いたさ
らに中側の建屋の前にフェンスを設ける。保護者のお迎えはすべて南側の
道路からのみ出入りする。万が一、車が飛び込んでこられた場合も建屋の
中でも、部屋の配置も北側に職員室や倉庫とする。

木村議員：依然として不安がある。北側に行かないにしても南側から出る
ということだが、複雑な交差点で、信号に従うしかないが、歩行者の信号と
車の信号が同じ青の点滅で曲がってくることはあるので、そういったと
ころはどのように配慮するか。

子育て支援課長：園は信号を守って渡る、信号の取扱いまでは確認してい
ないが、点滅の前に余裕を持った行動をとってもらうと認識している。

榊谷議員：振動についての調査はどうか。0・1・2歳は昼寝を必要とする
年齢だが。

子育て支援課長：浅野羽根岩倉線では騒音と交通量調査までである。振動に
ついては名草線の総合体育文化センターのはなのき広場でやっているが、
ここでは実施していない。

榊谷議員：名草線から離れているし、トラックや大型車の交通量が多いと
ころなので、振動調査は行うべきであると思うが、いかがか。

子育て支援課長：交通量調査において15～20パーセントくらいは大型車
であると時間調査では出ているが、騒音と振動は関連するところもある、
現状、騒音はクリアしている中で、特別に別途振動調査をするとは思っ
ていない。

榊谷議員：条例上でも小規模の施設は必須条件ではないが、確認の意味で、
自園の給食はないか。

子育て支援課長：調理室を設けて、調理は業者に委託するが、建屋の中で自

園調理である。

梶谷議員：もともとコンビニ施設なので窓がないが、保育室は光を入れる、採光の条件もある中で、いろいろな規制緩和の中で、窓がない光が入らないという環境についてはどのようなことが話されてきたか。

子育て支援課長：コンビニのつくりを想像していただくと、駐車場側からほぼガラス張りで見える状況が一般的なコンビニだと思うが、東側はガラスがある状況で、採光に関してはよろしいと思う。

黒川議員：問題点が明らかになってきたが、細かい話になってくるので、9月11日に厚生・文教常任委員会が開かれるので、その後の協議会で詳細な部分を詰めてはどうか。

堀議員：いいと思うが、その際には、聞き取りをしたとのことだが、事業者から文書や図面を市としていただかないと、公費が投入されるわけだから、資料をそろえて臨んでいただきたい。

大野議員：担当課と打ち合わせして準備する。

梅村議長：厚生・文教常任委員会協議会でお願いする。

10 協議事項

特になし。

11 その他

特になし。